

スマート農業技術活用促進法

「開発供給実施計画」の認定を受けることで
さまざまなメリット措置が受けられます。

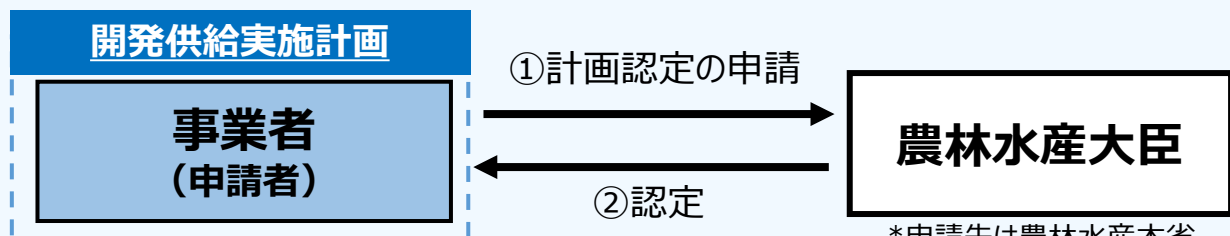
対象者

スマート農業技術の開発・供給を行う事業者

- ・ 農機メーカー
- ・ 大学、公設試験研究機関*
- ・ スタートアップ
- ・ スマート農業技術サービス事業者 等

*開発を担う大学や公設試であっても、供給を担う農機メーカー等と共同して取り組むことで申請が可能です

● 開発供給実施計画のスキーム



計画認定による法律上のメリット措置

- 日本政策金融公庫から**長期低利の融資**を受けられます。
※開発した製品の供給の取組に必要な資金が対象です。（研究開発の取組は貸付対象外）
- 農研機構が全国に有する**研究設備等を利用**することができます。
- 会社の設立や出資の受入れ等の際の**登録免許税が軽減**されます。
- 品種登録に係る出願料等の減免、中小機構による債務保証、航空法に係る行政手続きのワンストップ化が活用できます。

計画認定による予算上のメリット措置

- **6年度補正予算・7年度当初予算**において、スマート農業技術活用促進総合対策をはじめとした関連予算について、**計画の認定を受けることによる優遇措置**を設けています。
- 特に、スマート農業技術の開発・供給促進事業では、**開発供給実施計画認定者（少なくとも認定申請予定者）を支援対象**としています。

「スマート農業技術の
開発・供給促進事業」
については、こちら↓



認定の対象となる事業活動

スマート農業技術等の開発（①）と開発した製品の供給（②）を一体的に取り組む事業活動が対象です。

<取組例>

【農機メーカーによる取組】

自動収穫ロボットの開発・販売



【農機メーカーによる取組】

① ネギの自動農薬散布ロボットの開発



【サービス事業者による取組】

② 開発した①の技術を用いた農薬散布サービスの展開



複数の者が共同して申請することも可能！

<対象となる技術>

（１）スマート農業技術

- 次の①～③のすべてを満たす技術が該当します。

- ① 農業用の機械・ソフト等に組み込まれる技術
- ② 情報通信技術を用いた技術
- ③ 農作業の効率化、負担軽減、経営管理の合理化等のための技術

（２）スマート農業技術の効果を高める種苗、肥料、農薬その他の農業資材

- 例えば、スマート農業技術の効果を向上させる品種やスマート農業技術の効果の発揮に不可欠な栽培技術や農業資材が該当します。

Q

「情報通信技術を用いた技術」とは具体的にどういったものを指すのでしょうか。

A

「情報通信技術」とは、電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられる、いわゆるデジタル技術を指すものであり、「電磁的記録」には、長期的に保存されるデータだけでなく、即時に処理・消失するデジタル信号も含まれます。

具体的には、電波、電子回路等を介して作用する情報技術や通信技術が該当し、ギアの回転数や油圧・空気圧によって伝達・作用するなど物理的機構のみを利用して機械を動作させる技術は該当しません。

開発の取組とは

供給の前段階の研究開発や実証の取組が該当し、**既に確立された技術等の性能向上や適用範囲拡大等の技術上の改良を図る取組も含まれます。**

供給の取組とは

本事業により開発されたスマート農業技術等を活用した

- ・ **農業資材の生産及び販売**
 - ・ **スマート農業技術活用サービスの提供※**
- が該当します。

※ 例えば、

- ① ドローンによる農薬散布等の農作業受託
 - ② 収穫ロボット等のスマート農業機械のレンタル・シェアリング
- 等のサービスにより、開発したスマート農業技術等を供給することをいいます。

<計画期間> : 原則 5 年以内で設定してください。ただし、新品種の育成等事業の実施に相当な期間を要すると認められる場合には10年以内での設定が可能です。

<主な要件> : 4 枚目「認定審査の主なポイント」をご確認ください。

開発供給事業の促進の目標について

人口減少下においても生産水準の維持を可能とする労働時間の削減割合及びその実現に必要なスマート農業技術等を「開発供給事業の促進の目標」として、農林水産大臣が設定。

当該目標の達成に資する技術が認定の対象となります。

【開発供給事業の促進の目標の記載内容（果樹・茶作の例）】

農作業の区分		スマート農業技術等	生産性の向上に関する目標
営農類型等	農作業の類型		
果樹・茶作 (かんきつ、りんご、かき、ぶどう、くり、うめ、日本なし、もも、おうとう、茶等)	栽培管理	・自動収穫機の汎用化等を通じた受粉、摘果、摘粒、摘葉、ジベレリン処理、剪定、剪枝、整枝、被覆等の省力化に係る技術	労働時間60%削減
	除草及び防除	・急傾斜地等の不整形な園地における自律走行除草機等の除草作業の省力化に係る技術 ・ドローンや自律走行型の農薬散布機等の防除作業の省力化に係る技術	労働時間80%削減
	収穫及び運搬	・自動収穫機や台車ロボット等による収穫又は運搬作業の省力化に係る技術	労働時間60%削減
	選別、調製及び出荷	・自動選果機等の選別、調整又は出荷作業の省力化に係る技術 ・庫内の環境の精密制御等による貯蔵・品質保持の高度化に係る技術	労働時間60%削減又は付加価値額20%向上

Q1

「生産性の向上に関する目標」に関して、比較対象とする慣行的な数値はどのように算出すればよいのでしょうか？

A1

申請者が調査した数値や生産統計や農業経営指標等の数値が比較対象となります。また、統計による数値を活用する場合は、必ずしも前年度の数値等である必要はなく、また、**中山間地域等で生産性を向上させる技術である場合は、必ずしも全国統計の数値ではなく、中山間地域の数値を比較対象とすることが可能です。**

Q2

計画が予定どおり達成できなかった場合、ペナルティはあるのでしょうか。

A2

実施期間内に目標が達成できなかったことを理由として、ただちに認定が取り消されることはありませんが、**目標未達成となった原因を分析した上で、計画実施期間の各事業年度における実施状況報告に記載して提出いただき、改善を求める場合がございます。**

手続きフロー

事前
相談

計画の申請

審査

計画の認定・
公表

計画の
実施

①まずは農林水産省本省（研究推進課）まで御相談ください。

②農林水産省本省（研究推進課）に申請書を御提出ください。
(関係各所との調整等により審査期間が長くなることがあります。)

③申請者に対して認定通知を行います。また、開発供給事業の概要等を公表いたします。

認定審査の主なポイント

開発について

基本方針に掲げる**開発供給事業の促進の目標との関係**

開発する技術による生産性向上の目標値（事業目標値）が、基本方針第二の1（2）の生産性の向上に関する目標の欄に定める数値（促進目標値）の原則9割以上であるか。

＜開発する技術やその対象とする品目等の性質により、事業目標値が促進目標値の9割以上を達成することが困難な場合＞
達成が困難である合理的な理由及び促進目標値の9割以上の生産性の向上の達成に向けた追加的な取組条件が明確に示され、かつ基本方針に照らして合理的であるか。

スマート農業技術等への該当

「スマート農業技術」に該当しているか、もしくは、法第2条第5項に規定する「生産方式革新事業活動に資する先端的な技術」に該当しているか

生産方式革新事業活動の促進に資するものであること

現行のスマート農業技術等の発達や普及の状況、複数の品目又は農作業への応用の可能性等に照らして、スマート農業技術等の開発及びその成果の普及が生産方式革新事業活動の促進に資するものであるか。

品質又は費用の面での優位性

供給を行うスマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業技術活用サービスが、対象とする農作業等の慣行的な方法等に比して、品質又は費用の面で優位性を有しているか

広域性

開発されたスマート農業技術等の供給の取組が、その内容や事業の実施体制等に照らして、可能な限り広く供給を図るものとなっているか

スマート農業技術と**当該スマート農業技術に適した生産の方式の内容の一体的な普及**

開発された技術がスマート農業技術に係るものについては、当該スマート農業技術に適した生産の方式の内容、スマート農業技術以外の先端的な技術に係るものについては、当該先端的な技術と一体的に活用することが想定されるスマート農業技術の内容が明確かつ合理的であるか。
供給に当たって、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入を一体的に普及するように努めるものになっているか

農業者等が**継続して適切に使用するための必要な措置の実施**

開発されたスマート農業技術等を活用した農業資材の生産及び販売については、農業者等が継続して当該農業資材を適切に使用できるようにするために必要な措置（アフターサービス等）を実施できる体制を有しているか

事業の継続性

開発供給事業が経済的な合理性を有する等、当該開発供給事業が継続して行われるものとなっているか

開発を行うスマート農業技術等の**機能又は効果に関する目標の設定**

開発を行うスマート農業技術等に係る農作業等の慣行的な方法や現行の技術水準等を踏まえ、農作業に係る労働時間の削減等、農作業の生産性の向上に関する目標を数値で設定しているか。

供給に関する目標の設定

農業者等に対する販売又はサービスの提供の数量等、当該スマート農業技術等の普及に関する目標を数値で設定しているか。

実施期間

当該開発供給事業を実施するために適切な実施期間が原則5年以内の範囲で設定されているか。

実施体制

＜計画期間が5年以上10年以内で設定する場合＞
新品種の育成その他の開発する技術の特性や難度等に照らして、事業の実施に相当な期間を要すると認められるものであるか。

各々の者が取り組む内容や果たす役割が明確かつ合理的であるか
各々の者の取組が開発供給事業として一体性を有しているか。

その他の事項

関係法令等の遵守、各種施策との調和、農作業の安全性の確保、データ等の知的財産の保護、環境への負荷の低減等に留意しているか。

供給について

目標・実施期間・その他



詳細については、QRコードのリンク先の農林水産省HPをご覧ください。

◆担当：農林水産技術会議事務局研究推進課 TEL:03-3502-7438